

2023年(令和5年)8月24日

株式会社ウエディングボックス 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村

担当(理事) 長井 貴



## 確認 通 知 書

拝啓

貴社からの5月16日付回答書を拝見しました。

当法人からの質問に対応して、役務提供までの概要を図として示していただいたうえで、キャンセル料の例を具体的に時系列に沿ってご説明いただき、ありがとうございました。

貴社において、自主的に規定を変更することとされ、その内容をご説明いただきましたので、当法人としては、その内容に全く問題がないと考えるわけはありませんが、基本的に貴社とのやりとりを終了したいと考えています。

ただ、その前に、以下の2点につき確認したいと思います。

1. 当法人としては、キャンセル料を具体的に時系列に沿って表に示していただいたことと、その内容を理解することはできました。

しかしながら、このような規定の内容について、一般消費者は理解することが可能でしょうか。

本年6月1日から、消費者契約法3条1項2号の事業者の情報提供義務が「個々の消費者の年齢、心身の状態、知識及び経験を総合的に考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。」と改正されて施行されている状況でもありますので、いっそう消費者にとってわかりやすい規定とすることが求められています。

特に、JK前撮りについては、貴社のHPでの案内を見ると、繰り返し「無料」と謳われていますので、十分な説明がなければ消費者に誤解が生じかねないと思われまます。

そこで、貴社において、仮に貴社が示したキャンセル料の変更案を導入する場合、消費者への説明はどのような形でされることを想定しているのかをお尋ねします。

2. 契約から成人の日の役務提供までの概要図を示していただきましたが、ここにあるとおり、各段階で費用が発生することは理解できます。

ただ、そうであれば、1.とも関連しますが、これらの各段階を経たか否かでキャンセル料を設定する方が、(基準日の「12か月前」「8か月前」などで区分するよりも)消費者にとって理解しやすいキャンセル料の規定となるものと思われまます。

そこで、そのような規定を検討されるご予定はないかお尋ねします。

以上2点につき、1か月をめぐにご回答いただければ幸いです。

敬具